

WEBからの学童クラブ登録申請 について

〒601-1374
京都市伏見区醍醐西大路町75-1
京都市醍醐児童館 075-571-7397

学童クラブ登録申請について（はじめに）

学童クラブの登録申請はWEBで進めていただきます。
まずは、下記の準備を行ってください。

準備していただくこと

- メールアドレスが必要となります。
Gmailやyahooメール等のフリーメールを推奨しております。
キャリアメール（ドコモやソフトバンクのメール）を使用される場合は、
@customer.co.jpからのメールが届くように設定をお願いします。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

どの方法でも該当年度の申請ができるのは、該当年1月4日以降(土日にあたる場合は次の日)となりますのでご注意ください。

学童クラブの登録申請を進めるには、以下の方法があります。

①醍醐児童館の登録申請QRコードを読み取る。→

- ②京都市のホームページ「京都市情報館」から児童館申請を検索する。
- ③京都市の児童館のホームページ「京都市の児童館」のトップページに掲載している申請サイトからも申請することができます。



醍醐児童館への登録申請QRコード

次ページ以降で、①の申請方法を詳しくお知らせします。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

新規

QRコードを読み取ると下記のページへと移動しますので、メールアドレスを入力、送信してください。

醍醐児童館アカウント登録
Account Registration

メールが受信できるメールアドレスを入力してください。送信ボタンをクリックすると、システムから申請についての案内をメールで送信しますので、内容に従って申請手続きを行ってください。

メールアドレス

メールアドレス (確認用)

送信

ログインページ

- 登録したメールアドレスに「申請手続きのご案内」メールが届きます。メールに記載されているログインページURLより登録申請サイトへログインをお願いします。

届いたメールに記載されているパスワードですが、次年度の申請時にも必要なものとなりますので、ページをスクショなどで保存するか、メモっておくことをお勧めします。

醍醐児童館アカウント登録
Account Registration

×××@××××.×× にメールを送信しました。

もしメールが届かなかった場合

- 迷惑メールフォルダの確認または、迷惑メールの設定をご確認ください。
- 上記のメールアドレスが正しいものかご確認ください。
・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・

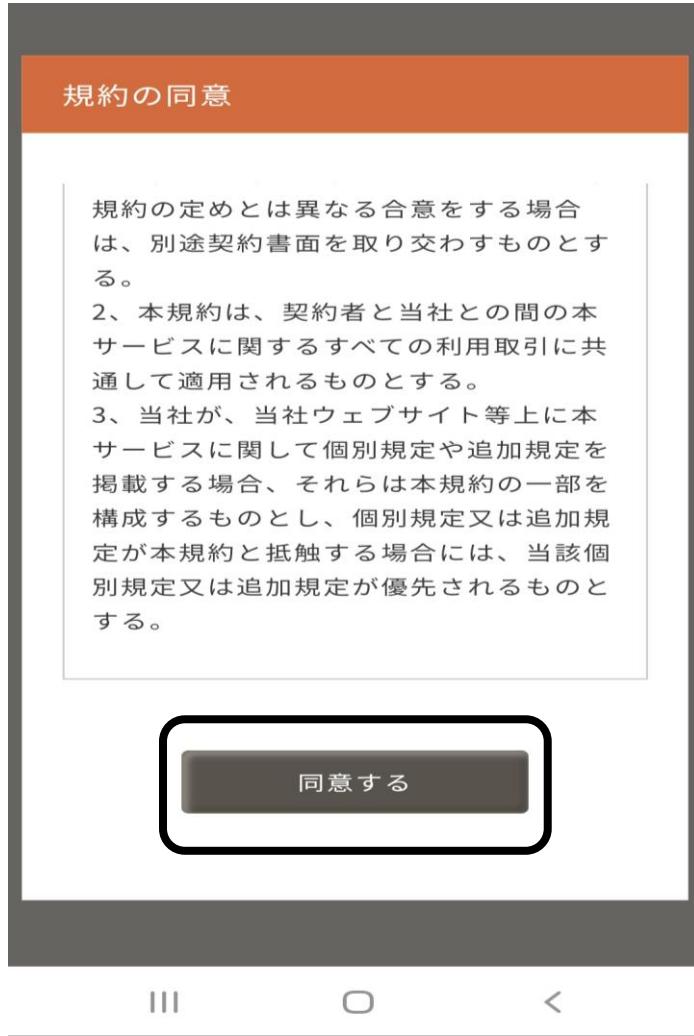
閉じる

再送信する

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

新規

ログインID(メールアドレス)とパスワードを入力してログインを行ないます。



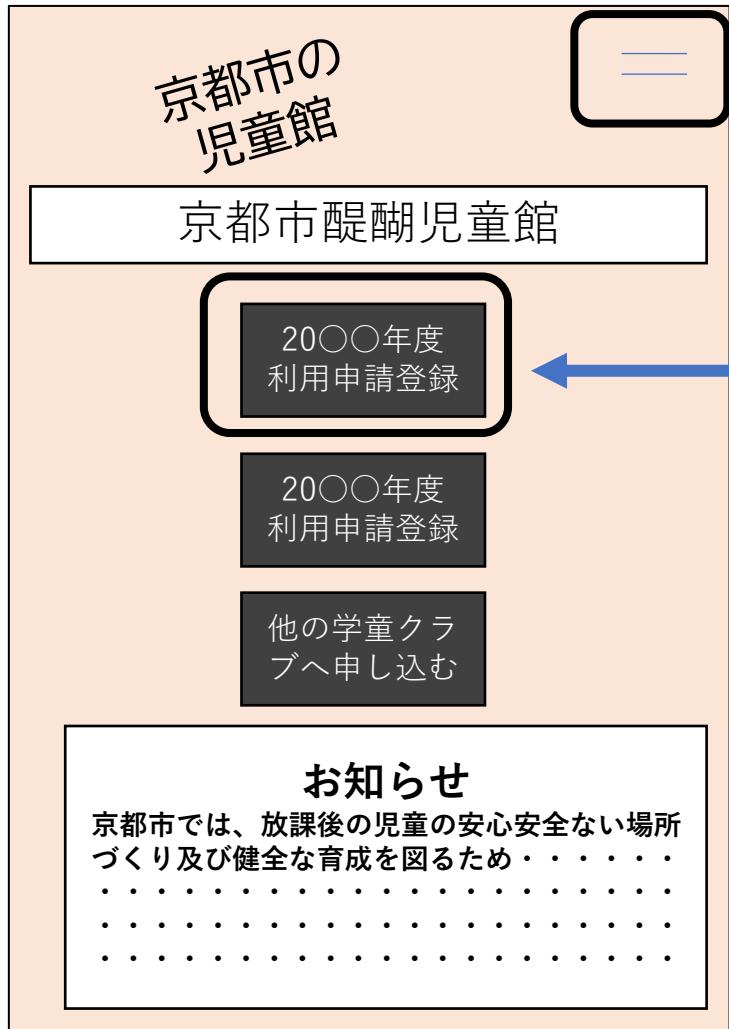
- ・規約に同意するとログイン画面が表示されます。
- ・メールアドレスと「申請手続きのご案内」メールに記載されていたパスワードを入力して「ログイン」ボタンからログインができます。



ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

新規

ログイン後に表示されるトップページの説明です。



メニュー
ボタン

- ・メニューボタンからは、申請の確認や編集、ログインアカウントを確認することができます。

・年度を間違えないようお願いします。
例えば、2026年4月から1年生になる場合は2026年度になります。

・「同意する」から利用申請登録画面へ移行します。

同意の確認

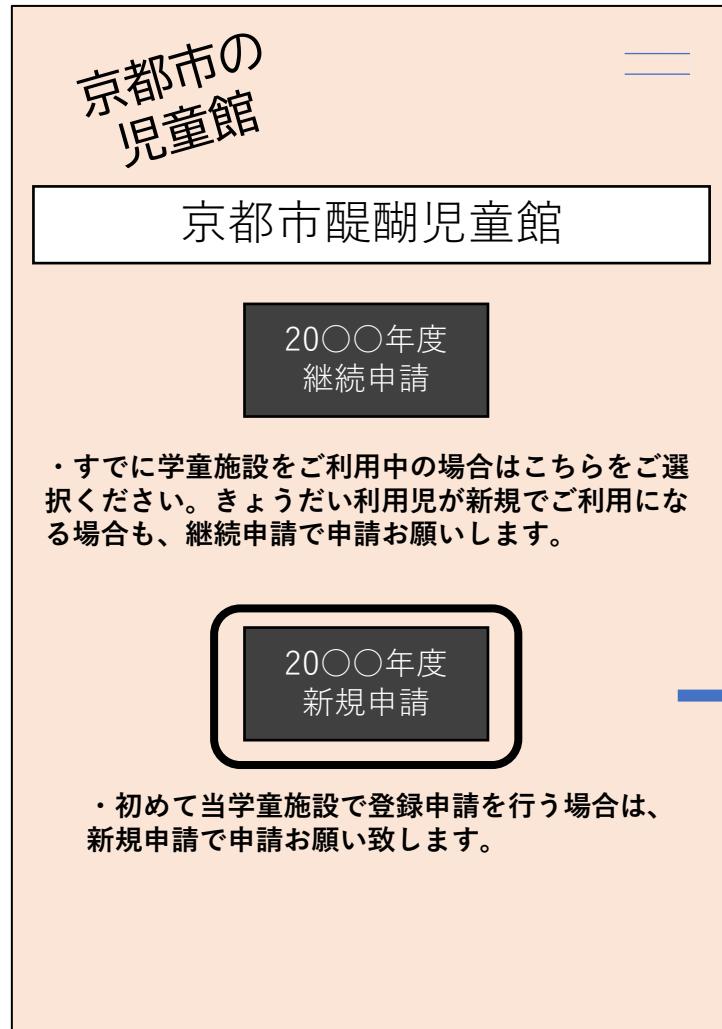
学童クラブ事業の利用について、以下のとおり申請します。
本申請の情報について、業務委託元の京都市及び料金算定を行う関係団体等に提供することに同意します。

同意する

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

新規

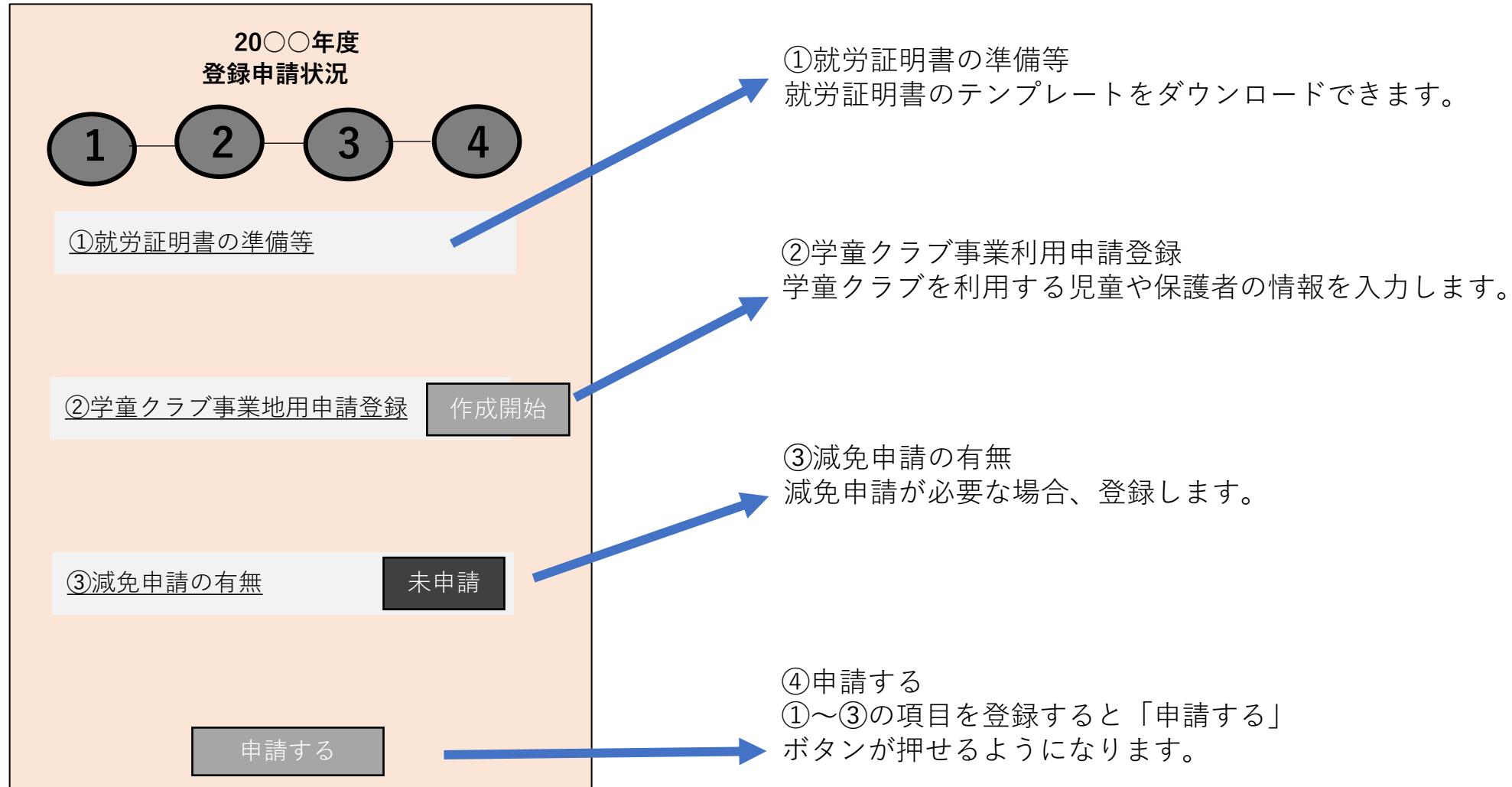
「新規申請」から申請をしてください。申請登録状況へ移行します。



ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

新規

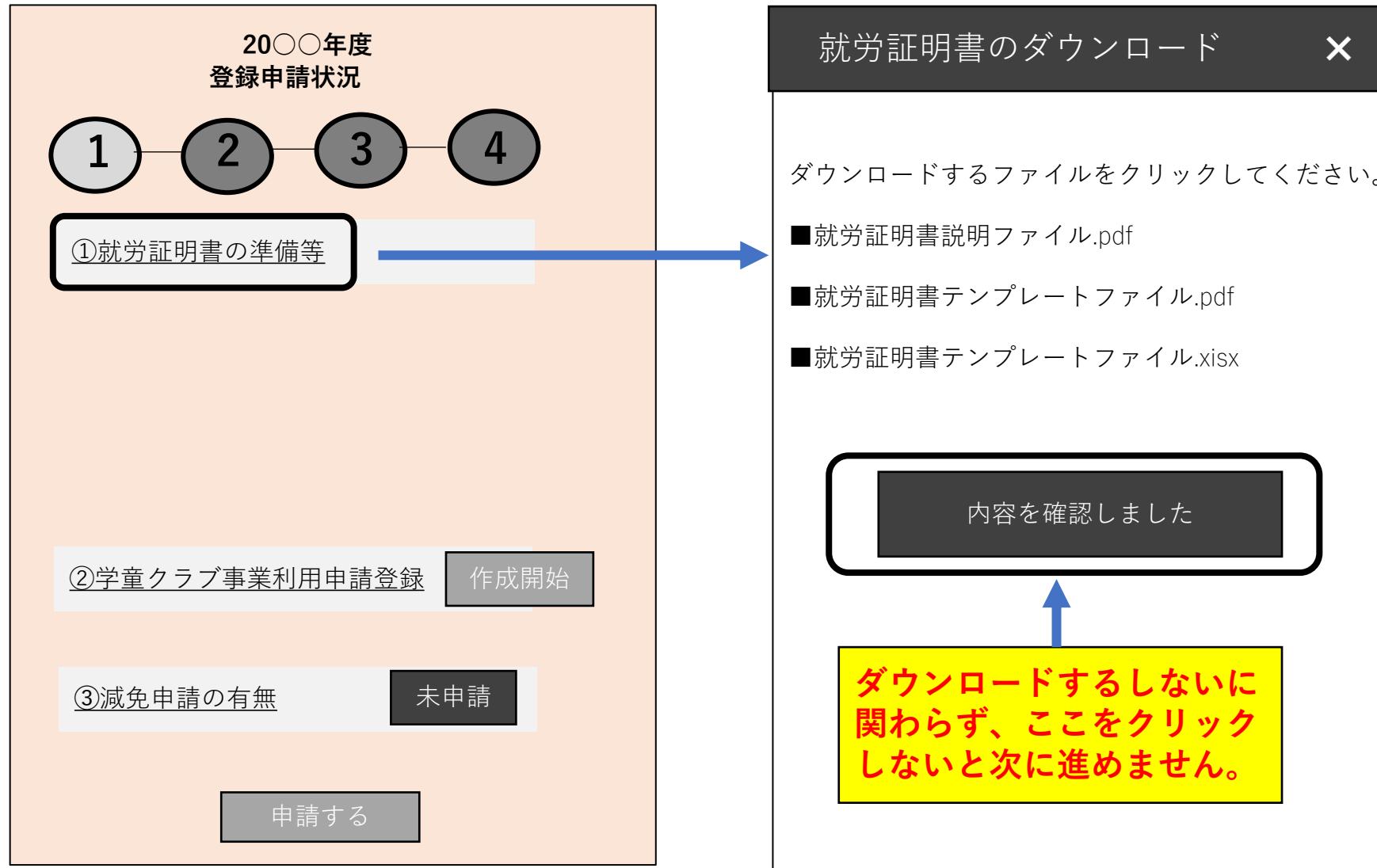
申請登録状況画面にて、現在の申請状況の確認や申請情報の入力をします。



ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

新規

「①就労証明書の準備等」をタップすると就労証明書のダウンロード画面が表示されます。



就労証明書は
①ダウンロードしてプリントアウトする。

②ダウンロードやプリントアウトが出来ない場合は、児童館に用紙を用意しています。

証明書が締め切り日を過ぎる場合はお申出ください。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

新規

「②学童クラブ事業利用申請登録」をタップし、申請情報の登録をします。

20〇〇年度
登録申請状況

1 2 3 4

①就労証明書の準備等

②学童クラブ事業利用申請登録 作成中

③減免申請の有無 未申請

申請する

20〇〇年度
利用申請内容

■あて先(申請先)
児童クラブ名
京都市醍醐児童館

■利用申請者
申請年月
20〇〇年〇月〇〇日
氏名
電話番号
申請理由

編集する

- 利用希望児童
利用希望児童が未入力です。

編集する
 - 同居家族
利用希望児童が未入力です。

編集する
 - 同居家族
利用希望児童が未入力です。

編集する
 - 就労証明書
就労証明書の提出方法
- こういう画面になるので順に
入力していってください。**

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

新規

「②学童クラブ事業利用申請登録」を入力します。

■利用申請者の登録

項目の下にある **編集する** より編集をします。

申請者情報（代表の保護者の情報）を入力します。

氏名・ふりがな・電話番号・住所・申請の理由を順に入れていきます。

この申請者が今後の内定通知や決定通知の名義になります。

保存する

で保存します。

■利用希望児童の登録方法

項目の下にある **編集する** より、利用を希望する児童の情報を入力します。

氏名・ふりがな・性別・生年月日を入力します。

・学校名 **通学する学校名を選択します。**
選択肢がない場合はその他で

・利用状況 新規を選択します。

・学年 **申請年度の学年を選択します。**

・利用区分について選択します。 平日のみ 土曜日あり
17時まで 18時半まで

・アレルギー 児童にアレルギーがあるときはチェックを入れます。当館では手作りのおやつは提供していませんが、市販のおやつでもアレルギーがある場合はお知らせください。

・特記事項 児童の情報で伝えたいことがあれば、記載ください。

区分によって利用料金が異なります。あとで変更することも可能です。(月ごと)

田 児童を追加する きょうだいを同時に新規で申請する場合、こちらをタップして児童を追加してください。

保存する

で保存します。

その都度保存することをお勧めします。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

新規

「②学童クラブ事業利用申請登録」を入力します。

■同居家族の登録方法

項目の下にある **編集する** より編集をします。

1人目が申請本人の場合は、申請本人に☑を入れます。

氏名・ふりがな・続柄・生年月日・勤務先または学校名・勤務先または学校の電話番号を順に入力します。

1人目を入力した後は、**田 同居を追加する** で保護者を含む世帯員全員(登録希望児童除く)を登録します。
同居家族情報を入力後、**保存する** ボタンより保存します。

POINT

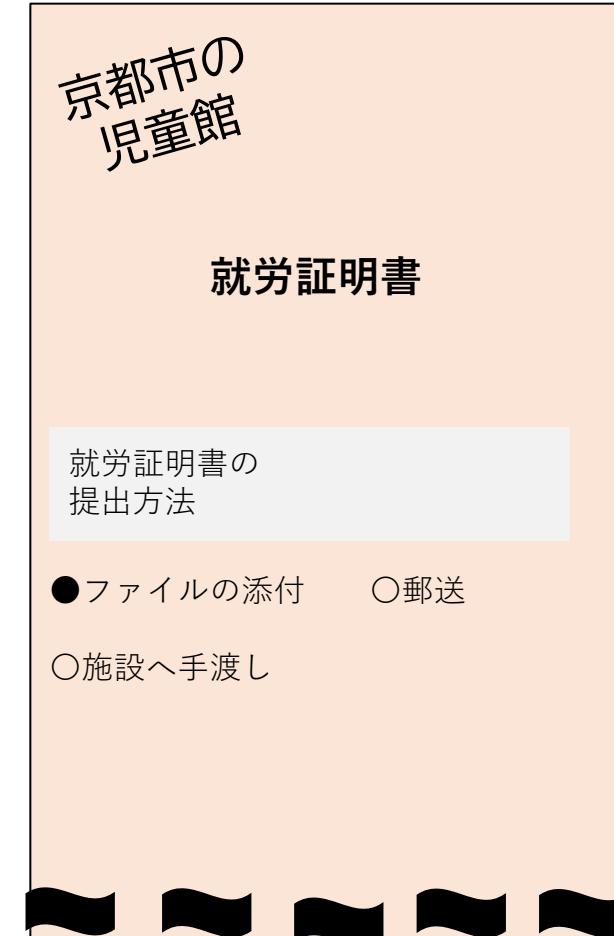
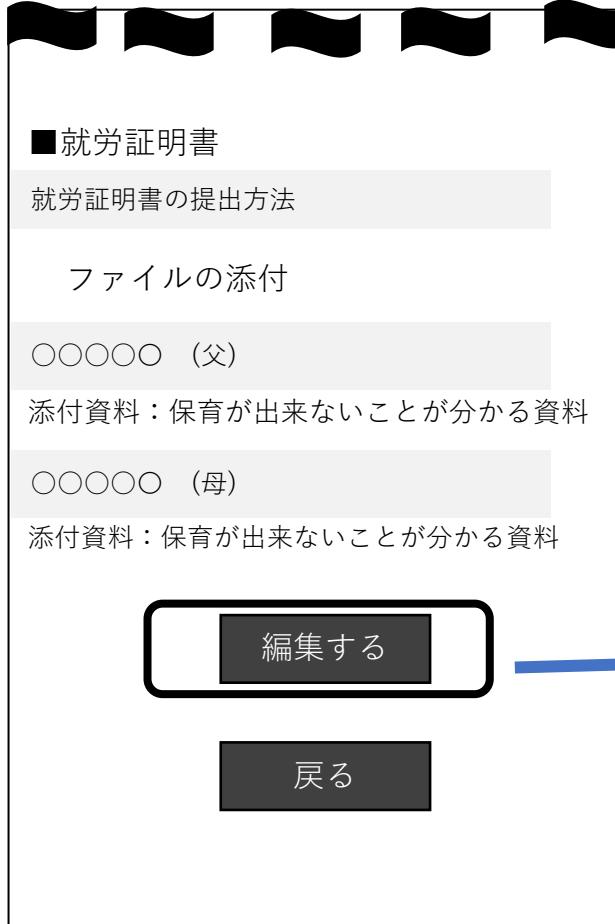
・「保存する」ボタンを押さずに画面を切り替えや操作を終了された時は、入力途中のデータは保存されていません。
「保存する」ボタンの押し忘れにご注意ください。

・申請者も利用児童と同居しているときは同居家族として登録が必要です。「申請本人」にチェックを入れて、同居家族への登録をお願いします。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

新規

「就労証明書の提出方法」について



当館では、「施設へ手渡し」を推奨しています。新規の方は面談をさせていただきますのでその時に持参いただくと良いかと存じます。

就労証明書の提出に時間がかかる場合は、「施設に手渡し」を選択し、次へ進んでください。事情があり、提出が出来ない場合はお知らせください。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

新規

「就労証明書の提出方法」について

就労証明書の添付方法にて「ファイルの添付」、同居家族ごとの添付書類にて「就労証明書」を選択します。「資料を選択する」が表示されます。就労証明書を添付します。

就労証明書の提出方法

● ファイルの添付

○ 郵送

○ 施設へ手渡し

○○○○○ (父)

添付資料

● 就労証明書

○ 保育ができないことが分かる資料

添付資料

資料を選択する

○就労証明書

●保育ができないことが分かる資料

戻る

保存する

事情があり、就労証明書を提出できない場合(休職中・ご病気など)の場合は、「施設へ手渡し」のあと、「保育が出来ないことが分かる資料」を選択し、次へ進んでください。
その後、提出していただく資料については、館長より連絡いたします。

必ず保存してください。

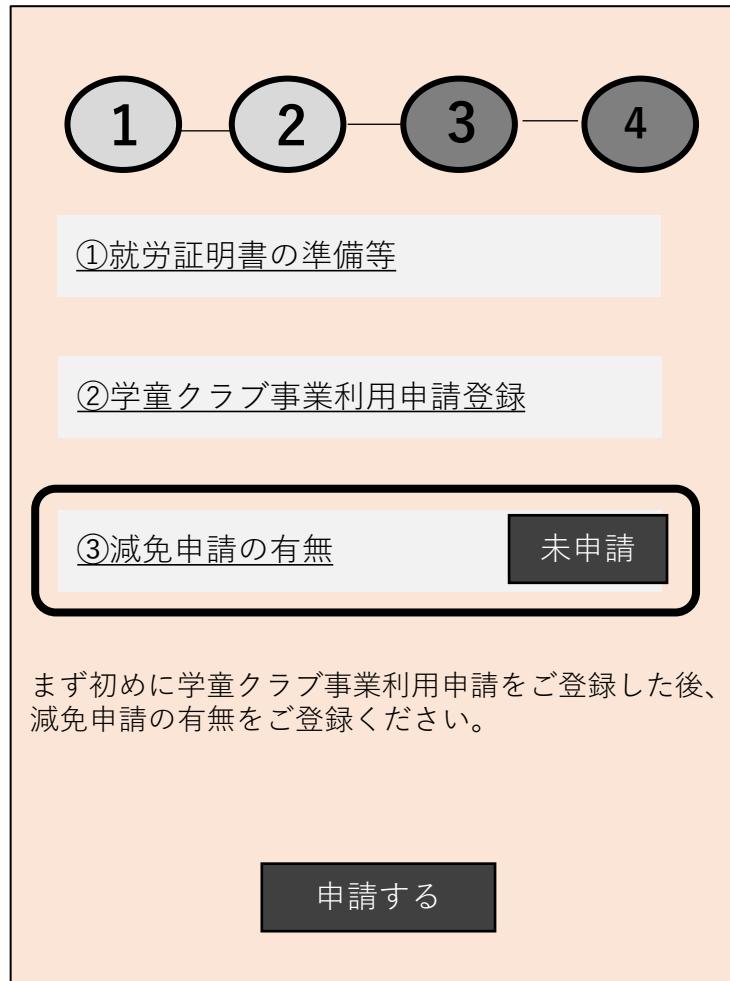
利用申請内容を入力後、「戻る」ボタンから申請登録状況画面に戻ります。②まで進みました。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

新規

③減免申請の有無

「③減免申請の有無」をタップし、減免申請の有無や内容の選択ができます。



減免申請の有無

減免申請の有無を選択後、画面下の「申請を更新」を押してください。

●減免を希望しない

○同時利用のきょうだい児に係る減免のみを希望する

○減免区分①～④に該当する減免を含んで申請する

(別途申請書と挙証資料を施設にご提出いただく必要があります)

申請を更新

POINT

※減免対象でない家庭はこちら
をチェック

※きょうだいでの減免は、ここにチェックするだけで挙証資料の提出は不要です。

※減免の挙証資料は添付できません。面談時にご持参いただけます。
申請書も記入いただきます。

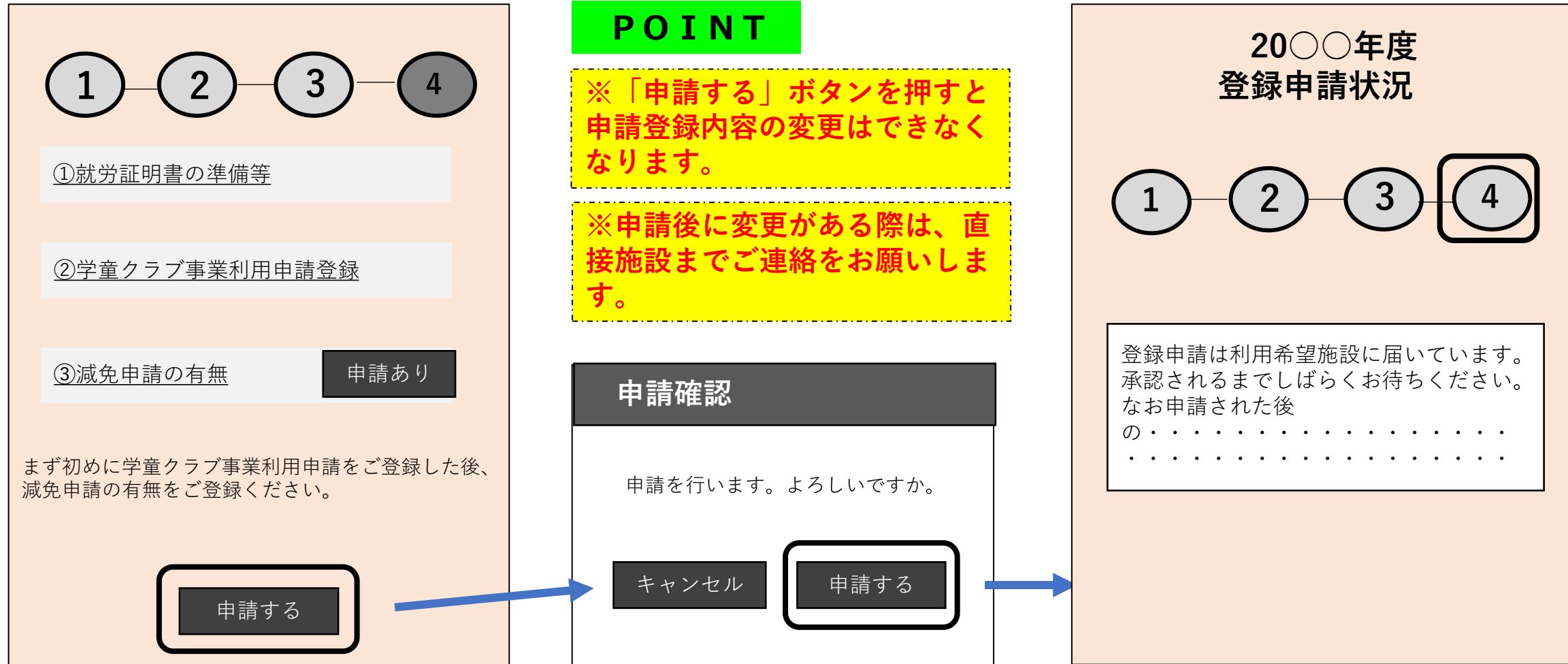
※減免対象になるか否か迷ったときは館長までご相談ください。

選択が済んだら、「申請を更新」ボタンより更新します。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

新規

申請登録状況画面に戻ると③に色が付き、「申請する」ボタンが押せるようになります。申請確認画面から「申請する」をタップして申請をします。



ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

新規

申請を行なった後、当館より、メールが届きます。

※申請内容に不備がある場合

「登録申請修正のご案内」メールが届きますので、「▼詳細を確認する」のリンクより登録申請サイトへログインします。

登録申請サイト上部に表示されている修正内容をご確認のうえ、と表示されている項目から修正を行ってください。

※申請内容に不備がない場合

「面談日時のご案内」メールが届きますので、「▼詳細を確認する」のリンクより登録申請サイトへログインします。

画面下までスクロールすると「④面談日の設定」が表示されます。
「④面談日の設定」をタップして、面談日の選択をします。

面談可能な日時が選べるようになっていますので、面談は15分程度です。お子さんと一緒に来館できる日を選択してください。

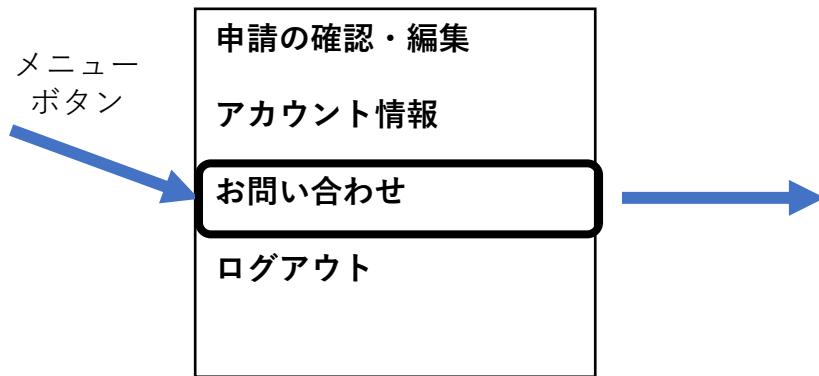
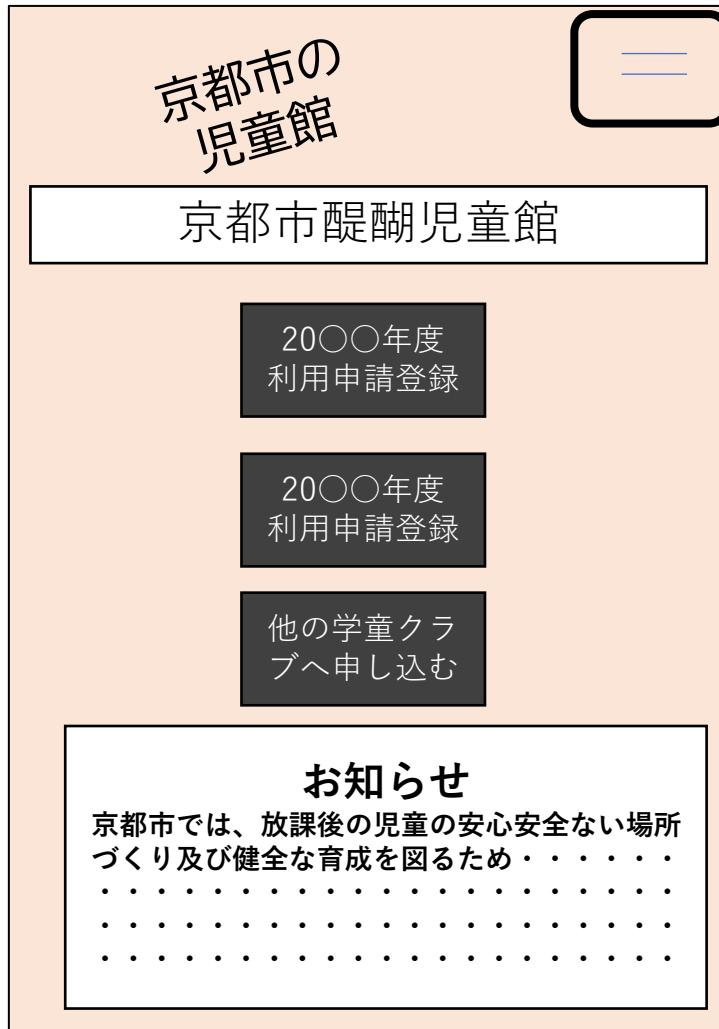
面談時に、添付での提出をしていない場合は就労証明書を。減免申請をする方は挙証資料をお持ちください。減免申請書は面談時に記入してもらいます。

※2日くらい経ってもメールがない場合は申し訳ありませんがご連絡ください。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

新規

お問い合わせ機能について



・「新規お問い合わせ」からお問い合わせの送信を行います。お問い合わせ内容を入力して「確認する」から送信をします。利用申請登録画面へ移行します。

・お問い合わせ機能を利用していただいても、直接お電話いただいても大丈夫です。

・以上が、登録申請の手順になります。何か困ったり、わからなくなつたときはご連絡ください。